

大分市自治基本条例検討委員会 第3回執行機関・議会部会 議事録

- ◆ 日 時 平成21年12月16日(水) 10:00～12:00
- ◆ 場 所 大分市役所本庁舎 議会棟3階 第4委員会室
- ◆ 出席者

【委員】

宇野 稔、高瀬 圭子、竹内 小代美、古岡 孝信、永松 弘基、安部 剛祐、
神矢 壽久 の各委員(計7名)

【事務局】

企画課課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、同主幹 川野 洋史、
同専門員 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、同主査 永野 謙吾、
同主査 足立 和之 同主任 阿部 美剛 (計8名)

【プロジェクトチーム】

(企画課課長玉衛隆見)、議会事務局議事課政策調整室次長 藤野 宏輔、
総務部人事課主任 伊地知 央(統括者除く 2名)

【傍聴者】

無

- ◆ 次 第
 1. 開会
 2. 議事
 - (1)民意を行政に反映させる仕組みについて 他
 - (2)その他(次回開催日程等)

<第3回執行機関・議会部会>

事務局	<p>定刻になりましたので、大分市自治基本条例検討委員会 執行機関・議会部会を開催いたします。開会に先立ちまして、お手許の資料の説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、これまで、11月から各部会に分かれ、それぞれ1～2回の会合を開催いたしました。各部会での検討状況と本部会の今までの議論のまとめを併せてご報告いたします。</p> <p>お手許にあります、右上に(報告)と記載したものをご覧ください。</p> <p>まず、資料の見方をご説明いたします。右肩に部会名とその部会の部会長・副部会長名を記載しております。</p> <p>項目につきましては、一番左が「開催日」で、次の「検討項目」については、委員から出た意見を条例の項目ごとに仕分けしています。</p>
-----	--

「検討内容」は委員からいただいたご意見や課題内容を記載しています。

「今後の取組」は、出た意見に対して、明確に今後どのようにしていくかの方向性が出されたものを記載しています。

「確定事項」には、その事項に対して、部会として明確に意思決定されたものを記載しています。

最後に、「備考」には、この部会の検討方法や進ちょく状況を文章で表しています。

では、はじめに「理念部会」でございます。

この部会では、現在までに部会を1回開催しておりまして、自治基本条例のあり方についてフリートーキングを行い、全体としては、条例を通して、条文はより短く簡潔で中学生が読んでも理解できる内容が望ましいのではないかという意見統一がなされておりまして。

主な意見といたしましては、まず、「前文」については、委員がそれぞれ文案を考えて持ち寄って議論することとしております。

また、「市民の定義」につきましては、限りなく広い範囲で捉えるということで確定をしたところです。

また、総論的な意見として、条例をみて大分市に住みたくするような条例を目指し、どこからみても市民が主体であるということが分かるような内容にするべきという意見も出ております。

今後は、条例に必要な要素や定型的な条項を洗い出し、それ以外の項目について重点的に検討を行うことや、他部会で出た考え方等を参考にしながら、理念等を練り上げる方向性となっております。

また、逆に、他の部会に影響を及ぼすであろう項目や文章の表現スタイルなどについては、早めに決定して各部会との調整を図る方向も意見として出されております。

次に、3ページ目の「市民部会」でございます。

「市民部会」では、これまで3回の部会を開催する中で、市民に関することについてフリートーキングを行い、「市民の権利・責務」を議論するに当たっては、「定義」をきちんと意識しておく必要があるということで、冒頭に「市民の定義」として、「市内に住所を有する人」「市内で働く人」「市内で学ぶ人」と大きく定義して、団体や事業者も働く人に含むといった広い範囲で「市民」を捉え、本題の「権利・責務」の議論へと入ったところです。

主な意見といたしましては、「個人情報保護」についても、市民の権利の一つと考えるが、条例の「市民の権利」に謳うと、そのことが足枷になる危険性もあるため、慎重な取り扱いが必要であることや、「市民の権利」の大前提は「安心・安全・快適に暮らす権利」ということが必要であることなどがありました。

「市民の責務」の項目では、市のサービスを受けるには「応分の負担を負う」というような「責務」も必要になること。また、「理念部会」でも意見として挙がってございましたが、小中学生が見ても理解できる条例にしたいなどの意見が出されております。

今後は、更なる意見集約のもとに成文化していくこととしています。

次に、本部会のこれまでの進行状況を事務局なりにまとめさせていただきますと、「執行機関・議会」の役割等を議論するに当たり、本市における事務事業等の現状や議会基本条例との関係性等について、広い範囲でのフリートーキングを行っていただいております。主な意見といたしましては、「民意が反映されるルール作り」が必要であることや「議会基本条例」が先行している本市においては、自治基本条例との関係性が大きな課題となることなどが、意見として出されております。

今後は、市民の意見を行政や議会に取り入れるシステムとしてどのようなものがあるのか、又はどのようなものが必要であるのかについて検証を行うなど、更に慎重な議論を進めていただけるものと考えております。

次に、5ページ目の「市政運営部会」でございます。

本部会は、当初「(仮称)行政事務部会」とさせていただいておりましたが、他都市の条例において「市政運営」という言葉が使用されていることから部会名を変更いたしました。

これまでに、1回開催しております。まずは事務局から提示させていただいた資料をもとに、項目ごとに本部会で検討する項目か、他の部会で検討すべきものかなどを議論しております。

主な意見といたしましては、「条例の制定」のうち、条例制定等の手続きに関しては、他都市の条例では、その手続き上は市民の参加を図り、意見を求める内容となっていることから、「市民参加・まちづくり部会」との連携が必要ではないかということや、「危機管理体制の確立」については、必要はあると思うが他都市においてあまり謳っていない現状であるのが、それがどうしても気になるという意見。また、「環境・景観」については、大事なことであるので章を別立てにして謳うか、少なくとも前文や理念で触れられるべきであるなどの意見でございます。

今後は、項目を確定した後に具体的な検討に入る予定でございます。

次に、7ページ目の「市民参加・まちづくり部会」でございます。

本部会も名称の変更をしております。当初「(仮称)市民参加・協働部会」であったのを、「協働」という言葉が分かりにくく誤解されやすい言葉であるとの意見もあり、「市民参加・まちづくり部会」と変更しております。

昨日3回目の部会を開催したところですが、事務局から提示させていただいた資料の項目に沿って、「必要なもの」「不必要なもの」や項目ごとの考え方を整理しているところでございます。

主な意見といたしましては、「住民投票」についてどのように規定するのかという議論が必要であることや、「協働」という言葉の使用について部会内でも意見が分かれているところであり、今後さらに議論を深めていく必要があること。また、「都市内分権」については、大分市として今後どのように地域に財源や権限をおろすということになるのかなど、十分な議論が必要であるなどの意見が出されております。

今後は、更に十分な検討を重ね、考え方を整理した後に事務局に条文(案)を作成させ、委員の考え方が反映されているか、検討を進めること

としております。

以上、他の部会の検討状況並びに本部会の現在までのまとめとしてご説明をさせていただきました。

詳細につきましては、ご一読いただき、他部会の議論と関連性があるものもあろうかと思っておりますので、今後の検討のご参考にしていただきたいと思います。

続きまして、前回、資料の提出を求められておりました、民意を行政に反映させる仕組みにつきまして、ご説明をさせていただきます。A4の用紙の資料1から4までをお手許にご用意させていただいております。

まず、資料1でございますが、市民からの意見の提案について、大分市で現に行っている取り組みを上段に、それ以外で、他都市で行っている取り組みの例を下段に掲載しております。

次に、資料2は、法律又は条例を根拠に設置されております審議会等の委員等の状況についてでございます。これらの審議会等につきましては、委員等の内訳がかなり詳細に規定されているものや、あるいは、審議の内容が専門的であるために委員構成が必然的に一定の分野に限られてしまうものもありますことから、委員の公募を行っている審議会等は、2つにとどまっております。また、以前、審議会等の公開・非公開についての議論をいただきましたが、この資料に掲載した審議会等のうち明確に公開する旨を規定上謳っているものは、1ページ目の15番と16番にあります地域審議会でございます。それ以外につきましては、1つだけ非公開を前提にしているものを除き、規定上は公開・非公開について謳っておらず、扱いが明確ではないという状況になっております。

続きまして、資料3でございますが、議会基本条例に規定された市民意見を反映させる仕組みにつきまして、若干の内容説明とこれまでの実績等をまとめたものでございます。

最後に、資料4は、市が設置する各種委員会等への市議会議員さんの参画状況をお示ししております。

資料の概要につきまして、事務局からの説明は、以上でございます。

部会長

どうもありがとうございました。それでは、まず今日いただきました資料にお目通しをいただきまして、内容についてのご質問がございましたら、資料を作成していただきました事務局の方で、答えられる範囲でお答えいただければと思います。

それと、本日は用務の都合により1時間程度で早退される委員さんがいらっしゃると思いますので、できれば、それまでの間に審議ができれば、全員参加ができて、ありがたいかなと思っておりますので、できるだけ密度の濃い、集中的な審議をお願い申し上げたいと思っております。

では、資料について、もう少し説明の必要がありましたら、ご質問等お出しただけですでしょうか。事務局のほうで、答えられる範囲で答えていただきたいと思いますと思っております。

副部会長

資料1の方で、市民が意見を提案する方法をいろいろと挙げてくださって

	<p>おりまして、まさに私が知りたかったことがいろいろ見やすくまとめられていて、たいへんありがたかったですけれど、パブリックコメントについては、いただいた意見がその後どう反映されたかという資料を、以前いただきまして、参考になったんですけれども、それ以外に市民政策提言、あるいは、モニターでの様々な提言、各課への意見・要望等々について、どのくらいの意見をいただけて、それがその後どういうふうに取り扱われて、反映されたのかという、その辺りをもう少し詳しく教えていただけたら、ありがたいと思います。</p>
事務局	<p>それは、また次回まで、お時間をいただけるということで、よろしいでしょうか。</p>
副部会長	<p>はい。すぐには具体的な数字は出ないと思うのですが、特に、この部会の話との絡みで見たいと思いますのは、数もそうなんですけれども、意見がどういうふうに取り扱われて、例えば、関係の部署につながれて、その後どのように検討されたのかとか、いただいた後の取り扱いの方を知りたいなと思っております。</p>
事務局	<p>市民政策提言、お出かけ市長室、市政モニターについては、一定の部署で担当しておりますので、これまでの提言集や、それに対してどのように対応したのかというような実績はあるんですが、各課への意見要望というのは、直接にホームページ等を通じて出てくるものですから、その具体的な結果というのをお示しするのが、状況的には困難かなというふうに考えておりますので、対応ができない部分があるという点につきましては、ご了解いただきたいと思います。</p>
副部会長	<p>はい。その辺りは、容易に想像がつくといいですか、各課への意見要望というのは、多分、制度として市全体にそれが来るというのではなく、各課が問い合わせに直接対応しているとか、そういうふうに窓口を開いているというのは、そういうものかなという印象を受けましたので、それは非常によくわかります。</p>
部会長	<p>そこは、可能な範囲でお調べいただければ、よろしいかと。</p>
委員	<p>二つありまして、ひとつは資料2についてですが、委員の選考に関しまして、弁護士というのが非常に重要なんだろうなということ、この表を見て思いました。それから、有識者、関係機関、市議、地域代表とかその他公募もありますが、そういうふう決められたときの理由というのは、その都度私たちに知らされているのでしょうか。例えば、同じ有識者がずっと同じことを続けていて、その方がどのような考え方をしているのかということ、市民はなかなか知ることができません。新聞をみて、ああこの人はそういうふうにいるんだなと。で、その人がその会にずっと出ているんだなというふうにするしかできませんので、その委員を決める根拠とか、ある</p>

	<p>いは、幅広く意見を聴くということが、どのように考慮されているかということをご答弁いただきたいというのがあります。それから、公募率が非常に低いということは、今から自治が大切だというようなことで、この会があることの意義があるかなというふうに思っております。</p> <p>それからもうひとつ、資料3ですが、ちょっと庶民として気になるのは、陳情と請願というのは、法令に定められた言葉でしょうか。それとも慣例的なものでしょうか。その点が、今資料でちょっと気になりました。以上です。</p>
事務局	<p>まず冒頭の資料2でございますけれども、前回も申し上げたんですけれども、大きく委員会・審議会というなかに、今お示ししております法律・条例に根拠があるものと、要綱等で各担当部署の責任で作成してお願いしているものがあります。今回お示した審議会等の資料を見ていただいて、ある程度お分かりかなと思うんですけど、法律・条例に根拠があるものというのは、かなり専門的な知識を要すると言いますか、ある意味深い議論が必要になることが多いという全体的な傾向があるのかなというふうには思っております。そうしますと、やはり、公募の一般市民の方というのが、なかなか入っていただく余地が、要綱等に比べると若干狭くなるというのは、必然として前提にあるのかなという気はしております。ですから、今回お示しができておりません要綱等で設置されております委員会等につきましては、もう少し違った構成になっているだろうとは思いますが。</p>
委員	<p>条例というのは、議会で承認されたものですよ。そこに、例えば、弁護士が何名というように規定されているということですよ。</p>
事務局	<p>条例の中に、誰が何名というところまでは、おそらくほとんど規定は無いと思います。ただ、内訳として、こういう方が要りますよという……。</p>
委員	<p>その他の方は入れることができないということも書いているわけですね。</p>
事務局	<p>例えば、法律によっては、こういう資格を持つ方ということで列挙されているものもありますので。</p>
委員	<p>ここに挙げられているのは、すべてそういうもの。</p>
事務局	<p>そういうものの比率は、比較的高いと思います。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p>
部会長	<p>今の質問との関連で、例えば、県などは、審議会の委員を同じ人が長くやるということは、できるだけ避けたほうがいいということで、委員の任期は、原則として最長10年で、委員会に属する数は、最高で5つというようなルールがあるんですが、市の方には、それに相当するようなルールというものは、あるんでしょうか。</p>

プロジェクトチーム	<p>大分市には、「大分市審議会等の設置及び運営等に関する規程」というものがございまして、そちらに兼職と在任期間を示しています。その在任期間の方なんですけど、原則として5期又は10年を限度とするということとなっております。また、兼職につきましては、原則として5職を限度とするということとなっております。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。じゃあ、県とほとんどいっしょのルールがあるということですね。それから、2つ目の質問については・・・。</p>
プロジェクトチーム	<p>お答えいたします。請願の方につきましては、自治法に明文の規定があり、「普通公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。」ということになっておりまして、各行政機関等に対して意見・要望がある市民の方については、議員さんの紹介をもってこれを提出するというのが、請願であります。一方で、陳情のほうは、自治法の中には、特に手続き的な制約は規定されておりませんので、請願としての手続きを経ない意見・要望ということになります。</p>
委員	<p>議員さんの紹介の有無によって決まるということは、了解しましたが、法的なものが請願なんですね。それは、ちょっと言葉からすると、陳情というのは、やはりお願いでしょうし、請願というのも文字通りお願いでしょうから、何か市民の自治というよりは、市民は僕という感じを受けてしまうんですが、そうではなくて、市民が主体的に参加して、法律を提案というか、提案という言葉はいいなと私は思ったりするんですけど、そういうようなものは無いんでしょうか。</p>
プロジェクトチーム	<p>請願・陳情という言葉については、法律の中で使っている規定であり、議会における用語としてそういう使い方をしていきますので・・・</p>
委員	<p>はい。ありがとうございました。</p>
委員	<p>この資料2の審議会の一般参加というのは、ほんの一つ二つしかないですよ。それと市議会の議員さんも、各委員会に最低一人は入っていた方がいいような気がします。とにかく、一般参加の方は、非常に少ないのですが、入ってはいけないというのが、法律の規定で決まっているのかどうか知りませんが、もっと増やすことはできないのでしょうか。</p>
事務局	<p>ひとつは、公募とか公開とかということが非常に語られだしたのが、比較的最近の話だろうと思うのですが、資料に列挙したのものも含めて、各種の審議会というのは、以前からあるわけで、それに対して公開というものが意識され始めたのが比較的最近であるという流れもあると思いますし、最近作られた要綱等では、ある程度市民参加の枠を広めに取ったりとか、場合によっては、公募を入れたりとかいう動きは、以前と比べれば、少し出てきているの</p>

	<p>かなとは思っておりますけれども、ただ、先ほども申し上げましたとおり、法律・条例を根拠とするものにつきましては、委員さんの要件というのが、ある程度厳密に定められているものがありますので、市民の方に一般参加で入っていただく余地が、かなり狭いものもあるだろうと思います。例えば、2枚目に掲載しております「感染症審査協議会」などになりますと、専門的な知識が無い方に入っていただいても、果たしてどうかなということもありますし、それぞれの審議会・委員会ごとの特性というのがありますので。ただ、市全体としては、市民の方に入っていただくという流れは、出てきていると思います。</p>
部会長	<p>「公開」ということについては、非常に公開率は、悪いですね。それは、法律とか条例とかの縛りではなくて、運営上、公開していないということでしょうか。</p>
事務局	<p>公開ということについては、この資料に列挙しております審議会等におきましては、規定上は、公開とも非公開とも規定していないというのがほとんどですが、今後は、実務上、極力公開するというところで運用していこうという方向で、庁内の検討を行っている段階ですし、更に、来年度は、要綱等で規定している委員会等についても同様の検討をするということを聞いておりますので、来年度以降に向けては、積極的に公開していくという状況ができていくものと考えております。</p>
委員	<p>その公開か非公開かというときに、非公開も大事なときがあると思うんですね。大事な意見を出していただくために。そのときに、非公開にする理由を市民が納得するというのが、とても大切だと思うので、それから決めるようにしたらどうかなと思ってるんです。</p>
事務局	<p>原則は公開なんですけれども、審議の内容によっては、例えば、高度なプライバシーを守る必要があるなどの理由で、非公開にせざるを得ないような場合も、例外的にあらうかと思っておりますので、そういったものは、当然非公開という扱いにすべきであらうと思います。</p>
部会長	<p>公開をしていった場合に、自由な委員の意見が出にくいというか、やはり、皆さんいろんな母体からお出になって来ているというときに、そこに帰れなくなるような、微妙な審議というのも無いわけではありませぬので、その辺のところは非公開にして、そうでない部分は、原則公開という仕分けをする。それは、具体的に文言にすると非常にしにくい部分もあるでしょうし、当然、今、委員がおっしゃったような非公開というの、必要かと思いますが、世の中の流れとしては、原則公開という方向にいつているのかなと思うんですけどね。</p> <p>それと、もう一つ問題になるのは、公開をすると言った場合に、場所の設定というのが、かなり厳しくなるのではないかなという気もするんですよ。やはり、一定程度の人が入るスペースをとらなければならないでしょうから、</p>

	<p>それなりの場所が必要になってくる。それで、私の経験上でいくと、20～30席くらいを設けているんだけど、そこに座っている方は1～2人くらい、大半の場合はゼロということで、それでも物理的にスペースを確保しておく必要はあるわけで、その手間隙というのも大きいなという気がしますね。場合によっては、庁内では会議室が確保できないもんだから、民間の施設を借りて、そこでやるとかというようなご苦労を、県でもやっておりますね。そこには、それなりの経費もかかるんでしょうけれども、それでも、それなりの場所は必要だという、悩ましいことになるのかなという気がしています。</p>
委員	<p>情報公開と言った場合に、この議論の場に出席していただくだけではなくて、会議録を公開するということも言っておられましたよね。そういうことも含めて、幅広く公開ということをやっていたらばと。</p>
事務局	<p>公文書につきましては、原則公開ですので、例えば中身に一部非公開にすべき部分があれば、そこだけ塗りつぶして公開するというやり方も含めて、全般的には、原則公開ですということで、条例も作っておりますし、取り扱いもそういうふうにしております。</p>
部会長	<p>それは、公開請求があつてからということではなくて、その手前で積極的にということでしょうか。</p>
事務局	<p>今のお話は、情報公開があつてからという前提でさせていただきました。</p>
部会長	<p>その手前で、例えばホームページで公開するとかいうことは。</p>
事務局	<p>この会議の議事録につきましては、ホームページで紹介させていただいております。ただ、全体的にすべての会議についてそういうことがなされているかということ、まだまだ少数かなと思います。</p>
委員	<p>例えば、私たちが市役所に来て、ちょっと何かの手続きをしなくてはならないというときに、ここでこういう会議録が見れますという場所があつて、そこで時間を過ごすことができたらいいなと、私はときどき思うんですね。そういうことを案内してくれる掲示板とか、あるいは、そういった閲覧室というのを、市でしたか県でしたか、上のほうにあるんですね。そういう場所で読むことができるとかですね。そうした情報を、また市報とかにも載せていただくと、インターネットをしない方もたくさんいますので、いろんな手段の広報の工夫をするというふうには思います。</p>
部会長	<p>今のところは、委員がおっしゃったような手段はとられていないですかね。</p>
事務局	<p>おそらく、情報公開室の実務としては、文書の件名のリストなどは、すぐに見れると思うんです。ただ、文書の中身をすべてそこで見れるかということ、おそらくそうはなっていません。件名を見て、中身を見たい文書があれば、</p>

	<p>その時点で担当課に連絡をして、引っ張り出してお見せするということだと思います。</p>
委員	<p>例えば、インターネットというか、パソコンが2～3台置いてあって、見ようと思ったら見れるとか、何かしていただくと、もっとみんなが見るかなという気がします。</p>
事務局	<p>インターネット利用につきましては、例えば、ライフパルに数台ありますし、竹町通りのネットピアツアにも数台あります。また、職員の方にも、そういった申し出をしていただければ、職員が検索をして、その画面をお見せするということができますので。</p>
委員	<p>ライフパルとかで、そういうことができるということを市民にも周知していないと、わざわざそこにはなかなか行かないので、できれば、市に手続きとかに来たときに見れるということであれば、時間のある人は見るような気がしますけど。</p>
事務局	<p>十分ではないかもしれませんが、市報とかホームページを通じて、市民の方にそういうことができますよというのは、お知らせしております。</p>
部会長	<p>やはり、議事録というのは、非常に悩ましい問題があるんですね。というのは、一言一句きれいに起こして公開するのか、それとも要旨でいいのかということがありますよね。国会の委員会の議事録なんていうのは、すごいじゃないですか。一言一句丁寧に起こしてますよね。失言したことまで、書かれていたり。その辺のところも悩ましい問題があるんですけど、やはり、今よりも更に、会議、審議会なり委員会の内容を市民の皆様方にお知らせする手段を講じるということの必要性は、事務局の方でも感じておられて、その体制に徐々に入っておられるということは、委員の皆様も認識できたのではないかと思いますので、それを更にどうするかというのは、今後の我々の議論ということによろしいでしょうか。公開の実態は、ペーパーに書いておるとおりであって、それを更に改善するべく、事務局として、執行部として努力をされているということの認識ですね。それを更にどうするかというのは、我々の議論としたいと思います。</p> <p>他に、資料についてのご質問等が無ければ、また、フリートーキングを継続していきたいと思います。</p>
委員	<p>今までの議論の中で、自治基本条例ということで、いつも言われているのが、市民参加とか市民協働とかいう言葉があちこちに出てくるんですけど、そのこと自体に私は全く反対じゃないんですけど、どの辺までが、本当に市民参加なのか、市民協働なのか、これについて私は、自分なりの考えが及ばないんですけど、しかし、民主主義の行き着くところは、やはり多数決で、最終的には49：51にならざるを得ないのかなと。いくらいろんな意見があっても、じゃあ51の方を捨てて、49の方をとるということにはな</p>

	<p>らないと思うんです。そういう中で、やれ公開だとか、市民参加とか市民協働とか、言葉は非常に良いんですが、それが具体的にどういうふうにこの条例の中に活かされるのかということ、私なりに非常に悩んでいて、その方針が未だに出ないんです。こういう会議についても、常にやはり公開はしなければならぬのでしようけれども、部会長も言われたように、特に、利害関係の絡む問題になりますと、それがすべて公開ということになると、委員そのものも、考えてものを言わなければということで、本音の意見が出てこなくなるのではないかなという感じがしますので、やはり、自治基本条例を作るのは、以前も言いましたように、反対ではないんですけれども、余程慎重に作らないと、絵に描いた餅になってしまいそうな感じがしてならないんです。ここで、私たち委員が発言することがすべて公開だということになると、これはもう、来る前から、自分の専門外のことまで十分勉強して、本当に詰めに詰めて来て、またそれを受け取る人のことまで考えて発言しないと、大変なことになるという気もするんです。そこは、ある程度本音で語れるような委員会であればならないし、またある面では、市民にもお知らせしなければいけないのでしようけれども、発言の言葉尻をとって、「この委員は、こういう考え方なんだ」というような烙印を押されるようなこととなるような公開では困ると思うし、他の先生方もそれは同じだろうと思うんです。それは、この条例にしても然りだと思えますけれども。自治基本条例といっても、何を基準にして「自治」というものを捉えるのか、その辺をしっかりと押さえた上で作っていかないと。</p>
事務局	<p>今の意見との関連なんですけど、この自治基本条例検討委員会の開催当初に、この会議自体を公開するかしないかという議論をしていただきまして、その中で、他都市においても公開しているという現状があるという認識の下に、この会議も公開していきましょと、傍聴人も入れる人数分は入れましょと、また、会議録についても常に公開していきましょということでしたので、議事録は今すべて公開しておりますが、委員の誰が何を言ったという個人名の部分は伏せております。今後も、他の部分で公開ということにはなっても、誰が何を言ったかということまでではないだろうと思っております。</p>
委員	<p>この会議については、それでいいと思います。そのことを言ったわけではないんですけどね。</p>
部会長	<p>ルールをどういうふうにしていくかというところが、我々の仕事なんですけど、具体的にどこまでを公開するかというようなことは、なかなか作りづらいだろうなと思うんですけどね。やはり、最終的には、「努力する」とかいう言い方でないと、「ここまでやります」などということをしてしまったら、身動きがとれなくなりますので。可能な限り公開する努力をするというような方向性を、我々が確認していけば良いのかなという感じはしているんですけど。今まで、私がいろんな会議に出てきた中で、議事録が漏れてしまって、その結果、委員の家に怪電話が架かってきて、「お前の家は、いつ家事</p>

	<p>になってもおかしくないから、覚悟しておけ」というようなことを言われて、もう帰るに帰れないようなこともあったんです。で、何故、議事録が外に出て行ったのかということですけど、一言一句起こした議事録を署名人のところに持って行って、チェックしてもらうのに、そのときにどうもその署名人が議事録をコピーして、それが出回っているということらしいんです。それで、もうこういう委員には絶対になりたくない、帰り道がないと。せめて帰り道に、ちょうちんを点けて帰れるようにしてくださいというようなことがありましたから、それを経験して、怖いなと思いましたね。(情報が)一人歩きしていくということが、どれだけ怖いことか。で、そうなると、後は沈黙ですよ。会議でも、一言もしゃべらないで、黙っているしかない。皆さんの意見に従います。私は、特に意見はありませんと。そうなると、審議会の体を成さなくなるということになってくるんで、そこら辺の舵取りというのは、非常に難しいと思いますね。</p>
委員	<p>私は、以前、委員がアメリカの視察をしたときの自治というのが何故起こったかというお話を基本に考えるようにしているんですが、確か新天地をアメリカに求めて行かれたフロンティアの方が、自分たちの地域は自分たちで守るんだということから自治の概念が始まったと、そして、そこは新天地ですから、まずは警備ですよ、これは、今のお話にも通じるものがあると思うんですね、自分たちが被害に遭わないように警備をするという。次に、教育が2つ目で、3つ目が私有財産の保障ということだったと思います。それを踏まえて、じゃあ大分市は新天地じゃないので、そうすると、どういう自治が要るのかという発想もおもしろいかなというふうにも思っていますが、それに関連して、委員の方を脅すというようなことが、警備の面から考えると、どのように委員の自由な発言というのを保障されるかということも、あるいは、基本条例の中に謳ってもいいのではないかという気もします。</p>
部会長	<p>今日はまだ、何かをまとめようという気持ちは、私は全く持っていませんので、できるだけ、いろんな角度から、議論がかみ合わなくても結構ですので、委員の皆様方の意見を賜りたいと思います。よろしくお願いします。</p>
委員	<p>議会の方でも、傍聴については、委員会なども公開してやっておりますけど、日頃は、傍聴者というのは、あまりいないんですね。あるのはどんなときかというと、陳情とか請願で、利害関係があるときだけは、そういう人たちが来るんですね。そういう中で、その陳情なり請願を、これはおかしいから否決だということを、皆さんがいる前で言うということは、現実には、相当な勇気が要ることなんですね。そうすると、後からまたいろいろと、まあ、言われても構いはしないんですけど、それが現実なんです。一方、全く利害に関係がないことには、全く傍聴がないというのが実状です。</p>
委員	<p>先ほど、教育というのが新天地では2番目に大切だと言われたのは、そのこととも関連していると思うんです。陳情とか請願をされる皆さんのなかには、自分たちの利害の部分、利益の部分を叶えてもらうのが自治だと思って</p>

	<p>いる方がいるのではないかと、私は考えています。それで、議員さんも苦しい立場に立つし、市役所の方も苦しい立場に立つ。逆に、大きい見地から言うと、「あなたとどういう関係があるんですか」という感じで、窓口の人の判断が、大きな提案とかは、具体性が無いかのような捉え方で、本当はもっと詳しく説明すればあるんですけど、そういう形で、いい案が消えていくということが起こっているの、議員さんのご苦労も、とてもよく分かります。</p>
<p>部会長</p>	<p>自治を語るだけの（資質をもった）市民というものが、ある程度前提にあれば、公開というものも含めて、実にうまくいくと思うんですけど、必ずしもそうではない方も中にはおられるというところで、一方では、理想的な姿の方向へ向かっていくというところの問題点というのが、一番悩ましいところかなという気はするんですね。そういう意味では、市民がみんな自治を担うだけの意識を持っていただくようなことも、同時に必要かなと。行政に何もかも、あれをやれ、これをやれと言うだけが市民ではなくて、自分たちもこういうふうにしますので、共にという考え方がないと、自治は成り立たないのではないかという気がします。</p>
<p>副部会長</p>	<p>今日のお話で、問題点が非常に良く分かったと言いますか、理想は非常に良いんですけども、それを利用して一部の少数者が、自分の利害だけのためにこのシステムを利用して、いいように市の行政を持っていくとか、そういうことがあってはならないということなのかもしれないですね。非常に難しいですけども。今までは、自治の良い面に目を向けて、私なんかも話をしてきたんですけども、ちょっとその裏の問題点の部分を、今日、はっきりと分かりましたので、その辺を踏まえて考えていきたいなという感想を持ちました。</p>
<p>委員</p>	<p>それとですね、言葉の表現というのは、例えば文書にしてもあつという間に全国へ、あるいは、世界へ広がってしまう可能性もあるんですね。ですから、言葉に対して責任を持つということが、これからますます大事になってくるのに、今は、みんなが安易に言葉を発している気がしないでもない。私も文章を書くときには、人権問題とかいろんなことに気を使って書いてきたつもりです。言葉にしても、行動にしても、それだけの責任をもって行わなければいけないと思います。行政とか、我々委員ももちろんですが、市民にも、もう少しそういう意識を持つようになってもらわないといけないのではないかと考えています。</p>
<p>部会長</p>	<p>せっかくの貴重な時間をとっていただいていますので、できるだけ次回へ繋げるような提言をいただけるとありがたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>先ほど、各部会の報告に関する資料の中で、他の部会では、前文の案を各自が次回までに作ってきて、それを提案しながら議論するというようなことなので、（この部会でも、例えば、次回などは、各自が条文の案を持ち寄ってくるというようなことは、）いかがでしょうか。そういう形で、少し</p>

<p>部会長</p>	<p>ずつ前に進めて行ってはどうかとも思うのですが。</p> <p>そうですね。いままでは、フリートキングで、いろんなところの問題を出していただいていたんですけど、まあ、次回くらいには、もう少し具体的なところへ、最終的には条文化というものが待っているわけですので、それに1歩でも近づくような動きもしなければいけないのかなとも思うんですけど、それまでに、一応出てくる話題というのは、全部出していただいて、それから、具体的な案文作りに入っていったら、そこでまた、必ず元の本質的な議論も出てくるという繰り返しをするのが常かと思っておりますので、今のところは、ちょっと条文というものからは離れて、議論しているところでございます。ですから、まあ、だんだんとそういう方向へいくのではないかと。</p>
<p>委員</p>	<p>先ほど、委員がおっしゃっていたことなんですが、私は、コミュニケーションを専門としていますが、コミュニケーションの科学的な根拠といいますと、情報は、発した人で決まるのではなくて、受けた人によって決まるんです。受け手が、どのような地図を持っているかによって決まるので、おそらく委員が心配されたようなことが、必然的に起こるのだと思います。そのときに、やはり、安全を保障するということが、条例の中に、何らかの形で盛り込まれるといいかなと思うんですね。それと、その安全の保障の次に、教育というのは、自治意識をどのように教育するのかという項目ですね。それで、最後に、情報を含めて、私有のものを保障されるということは、市民参加のときに必要なことではないかと。それと、大分市は、フロンティアではなくて、続いているということと、どのような項目でどのように謳うかを考えるのが良いのではないかと、私自身は思いました。</p>
<p>委員</p>	<p>例えば、前文というのは、先頭に来るし、とても難しい部分だと思うんですが、個人的には、すべての分野を網羅していないといけないのかなという気がするんですね。</p>
<p>委員</p>	<p>資料の中で前文のことを書いているのは、この理念部会の委員さんのことであって、私たちが案を出して持ち寄るという意味ではないんですよね。そこに、私たちが案を出したいというのも、一つの提案としてありうるんでしょうけど。</p>
<p>委員</p>	<p>その案というのを、各部会から出したときに、それを全体会のなかで、討論することになるんでしょうか。</p>
<p>部会長</p>	<p>あの、私自身の腹積もりとしましてはですね、もう1回くらいは、部会でフリートキングをしてもらって、そして、今日は事務局からいただいた資料によって、他の部会がどういうことをやっているかということの詳細がわかりましたので、それを踏まえて議論をしていったら、それから年明けのある段階で、すり合わせをしてみると。その中で、部会で議論することの限界というのもあると思うんですね。というのは、循環していると思うんですね。</p>

	<p>理念があって、各論があるというのが、通常の展開だと思うので、理念が明確でないところで、各論を詰めるというのには、限界がある。ですから、一度すり合わせをやって、それで、結構整合性がとれているということになれば、その整合性を確認しながら、更に部会で議論を進めていく必要があるかと。今のところ、全くそういうすり合わせはせずに、やってきてますので。いずれにしても、委員のおっしゃった作業というのは、そう先延ばしはできないとは思いますが。</p> <p>それと、今日の議論の中で、これは私の発言でそうなったのかも知れませんが、いわゆる公開とか参加とかいう場合に、プラスの側面と同時にマイナスの側面、副作用があるということを押さえておかないといけないのではないかと。その副作用というのが、効率性とかいう観点からいうと、すごく手枷・足枷になるんですね。公開するがために、本来もっとスピードを上げて行すべき行政ができなくなる。そういうマイナスの部分除去していかないと、かえって、この条例が、混乱を引き起こすということにもなりかねない。その辺が悩ましいところだと思うんですね。委員の言うように、言葉に責任を持つということを感じている市民の皆さんが揃っていれば、それはもう、自治の条件が整っているわけですけど、そうじゃなくて、言葉尻をつかんで、机を叩いてというようなことをやられるおそれがあるので、それが難しいところなんですね。</p>
委員	<p>やはり、市民にも、もっとその辺を理解してもらいたいですね。言いつ放しというか、安易な発言が多すぎる感じがします。言葉にきちんと責任を持ってもらいたい。もちろん、我々を含めてですけど。そうしないと、公開ということも、やりにくくなりますよね。それと、権利と義務というか、自分の利益ばかりを要求しないで、それぞれが責任を持った発言をしてもらわないと。</p>
部会長	<p>やはり、市民の責務ですよ。自治に見合うだけの責務を果たした上で、自治を語るということがないと、それを抜きにした参加とかいうことでは、いけないと思いますね。</p>
委員	<p>極端に言えば、言葉の内容によっては、それだけで刑事責任を問われることもあるわけですから。</p>
部会長	<p>おそらく、市の職員の方なども、これまで現場で、それこそ言葉では言い表せないくらいの厳しい要求をされたこともあると思うんですね。私の友人にも、自分の抱いていた理想が吹き飛んでしまったという話を聞いたことがあります。福祉の専門家になろうと、本当に意気込んでその世界に入ったけど、実態は、なかなかと。</p>
委員	<p>最近、そういう方が、よく患者として来られます。市民から、いろいろと暴言を吐かれたりとかいうことで、苦しんで、メンタルヘルスを害されたと。</p>

<p>部会長</p>	<p>例えば、あなたは福祉の対象とはなりませんと。働けるのだから、働いてくださいということを相手の家に行って言わなければいけない。それで、たまたま、あるものについて、何で家にこんなものを持っているのか、持ってはいけませんと問い詰めたところ、それを見た以上は生きて返さんということで、刃物を持って追い回されて、それで、やっとのことで逃げ帰って、もう福祉の仕事は辞めたいということで、結局は、福祉以外の部署に異動させてもらったらしいんです。だから、そういう世界があるんだよと。社会的な弱者を、経済的に困っている方を底上げして、頑張っで自立してもらったら、今度は助ける側に回って、そうやってお互いに協力し合っていくというのが、素晴らしい世の中ですという理想は分かるんだけど、現実には、なかなかそうは行かないということで、その彼などは、極端に反対側の方に行ってしまうと、そういう体験をして、殺される寸前まで追い込まれて、もうごめんだという、非常に残念な例もあるわけです。やはり、制度というのは、マイナス面、副作用ということがありますので、それをいかに抑えて、本来の制度の目的を達するかということですね。極めて難しいことですが、それを、この自治基本条例では、やろうとしているわけですからね。ある意味で言うと、我々の人間の成長の一里塚になっていくんじゃないかと思うんですけどね。以前は、知らしむべからず、由らしむべしという、いろいろ言わないで任せておいてくださいというのが、昔の行政だったわけですが、それが、何か言ってください、参加してください、いろいろ言ってくださいというわけですから、大変画期的な変革ですよ。</p> <p>さて、いかがでしょうか。大体、もう、フリートキングで、問題点というのは、出てきたのかなあと思うんですけど。市民の意見集約の実態についても、資料として紹介をいただきました。皆さん方、委員のご意見としては、やはり、もっと積極的に市民参加ができるような方向で、具体的には、公開・参加という方向がよろしいのではないかと理解しています。であります。それと同時に、そのことに伴う副作用というの、あるんじゃないですかと。その副作用というのを、いかに抑えていって、本来の目的を実現していくかという工夫も必要ではないでしょうかと、というようなご意見であったかと思うんです。</p>
<p>委員</p>	<p>私は、やはり、自治基本条例を作っていくということが、市民が成長するチャンスだという先生の言葉を、結構大事に思っているんです。そのときに、やはり、私たちがいつも受身であったり、枝葉末節という失礼に当たりますが、用語とか、一つ付け加えるとかいう形での、今までのパブリックコメントとか条文を読んで訂正させていただいたところだけを書いていただく、あるいは、陳情とか請願にあるように、当事者の利益という視点からのみ、何かお願いをするという形ではなく、やはり、市全体がより良く発展していくという視点というのを、市民が、多くの人々が持つていく。それが今少ないから、公開しても見に来ないし、パブリックコメントに対する意見も少ないし、ということが、少しでも解消する形での自治基本条例の作成ができたかなあという夢があります。それと、学校の教育、教育がとても大事ということをおっしゃってましたけど、やはり、大分市は、そういう自治の意識を子</p>

	<p>どもが小さいときから持つということを、他の市とは違って、盛り込んでも良いのではないかと、私は思っております。そうすると、私先ほどから、責務とかいうと、仕方なくやらなくちゃいけないものというような気がしてしまうんですね。言葉の理解が。むしろ、責務じゃなくて、喜んでそのことをするっていうんですかね、責務と呼ばれているものを。私のためになるから、それを守ると気持ちが良いという形での責務をね。だから、条文を作るときも、義務とか責務で取り締まるというよりは、この言葉は、市民が喜びとしてやって、成長していない段階では、時には責務として機能することもあるというような趣旨のものがいいなと思ったり、いろいろ浮かびます。その辺で、私が、公開はどういうこととするし、市民の意見というのは入れられるんでしょうかというお話をしてきたのは、その辺が基本条例の中に入って欲しいなという気がするんです。</p>
<p>部会長</p>	<p>先ほどの資料で、協働という概念が、他の部会で出てきましたよね。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。「市民参加・まちづくり部会」です。協働の推進という項目を検討する際といいますか、それ以前に、部会名を決める時点で、協働というのは誤解を生む可能性のある言葉だという意見が、ある委員から出まして、「協働」に替わるような言葉がないかということで、「まちづくり」という言葉が出てきたんですけど、これについては、部会の中でも意見が2つに分かれておりまして、協働というのは、今まで大分市も、市長をはじめとしてずっと使ってきて、ある程度市民にも浸透しているのではないかという意見と、やはり、協働という言葉は分かりにくいとか、上から言われているようなニュアンスが感じられるという意見も出ております。最終的には、条文という形を目指しているわけですので、その中でこれをどういう表現にするのかというのは、今後の議論なんですけど、協働という言葉を使った条文にするのか、それとも他の表現を充てるのかということの結論は、全体会に諮られ、そこに委ねられることになるのかなと、今のところ、事務局では思っています。</p> <p>一方、他の部会からは、協働という言葉は必要だという意見も出てますし、今後は、意見のすり合わせが必要になってくると思います。</p>
<p>部会長</p>	<p>まだ、「協働」という概念の明確な中身について、はっきりとこういうものだということまでは認識されていないために、起こっている議論ということなんですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>「市民参加・まちづくり部会」の中では、それぞれが、はっきりとした意見を持っていて、それを主張しているんです。その意見が、真っ二つに分かれている状況です。ですから、その調整が、部会内でできるのかどうか。もし、それができない場合には、全体会に諮っていくという形になるのかどうかというのが、今後の議論になるであろうと思われまます。</p>
<p>部会長</p>	<p>分かりました。では、そろそろ、次回の部会に向けて、その内容につきまして、どういう方向がいいのか。今までの議論を踏まえてというのは、言う</p>

<p>副部会長</p>	<p>までもありませんが、更に具体的な提案があれば、いただきたいと思います。</p> <p>具体的に、次回というわけではないんですけど、今後はやはり、他の部会との具体的な項目についてのすり合わせも必要になってくると思います。基本的には、市民がどのようにして自分の意見を提案していくかという部分に関わる場所ですね、市政運営部会等で扱われている部分がありますので、そういったところと、先々、何らかのすり合わせは要るのかなと思います。住民の提案については、今回資料をいただきましたので、それを見て、我々も話をするわけですけど、他の部会ではどうなっているのかということを確認したうえで、住み分け・役割分担も必要かと。あと、我々の部会のテーマではないのかも知れませんが、住民投票などを検討されている部会もありますので、市民の意見をどうやって反映させるかというルート作りを考えるにあたって、現状では、各審議会等が一つのルートで、それから、いろいろな意見が市長に対して挙がってくるものを、どのように扱うか。これまでは、パブリックコメント等で、扱ってきたわけですが、それに、住民投票等を付け加えて考えるのかどうかとか、そういったところが、ちょっと気になっています。</p>
<p>委員</p>	<p>本来、この部会は、市政と議会について議論するところなのですが、冒頭で、私が市民との関わりの部分の議論について強く主張したものですから、皆さんにもその部分の議論をしていただいて非常に有り難かったし、興味深い話題もいろいろ出たと、私自身は考させていただいています。やはり、市政と議会に関することがこの部会の本来のテーマなので、その部分の議論が、まだ十分にはできていないのではないかと考えています。</p>
<p>副部会長</p>	<p>やはり、最終的な到達点はそこですからね。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。それで、そこに市民が最終的にどう絡むかということをもとめられるといいと思うんです。</p>
<p>副部会長</p>	<p>委員が先ほど少し触れられたのも、おそらく、そういう点を含めてのことだったのだらうと思います。</p>
<p>部会長</p>	<p>そうすると、どうでしょう。次回はもう、ある程度意識的に触れてこなかった部分ですね、市の行政、正確には執行機関というんですかね、それと議会との関係について。</p>
<p>委員</p>	<p>実は、私は今日始めて、陳情と請願の違いを知って、議員を通じないと陳情というものも法令では保障されていないのかということを知りました。やはり、そこには良い面もたくさんあるんだけど、一方で、口利きが議員の主な仕事になったり、それに伴う癒着が発生する温床になっている面も否めないと思うんです。その辺が、自治基本条例の中で、透明になるといいですか、何か良い方法がないものかと考えてしまいます。</p>

プロジェクトチーム	<p>今の委員さんのご意見に関連しまして、先ほどの説明の補足をさせていただきます。請願というのは、先ほど申し上げましたとおり、議員の紹介により提出するものとの規定が法律にありますので、住民の一つの権利として認められているものと考えられます。一方、陳情につきましては、請願とは違いまして、地方自治法には、住民が陳情をすることができるという趣旨の規定はありませんが、議会は委員会の中で陳情についての審査等を行うという旨の規定はありますので、要望・意見を提案する一つの方法としては、法律の中でも予定はされていると言えると思います。また、その地方自治法の規定を基礎としまして、議会基本条例におきまして、陳情を市民からの政策提案と位置づけて、提案者の意見を聴く機会を設ける旨の努力義務を規定しております。</p>
部会長	<p>それでは、次回の設定についてでございますが、今まではあまり触れてこなかった悩ましい問題ですね、議会と執行部の関係。大分市の場合は、既に議会基本条例ができておりますので、自治基本条例の最高法規性の問題というのも根底にあります。次回の議論が、そこまで行くかは別として、一応両者の関係をうまく作り上げていくかというところの議論を行いたい。そうすると、これには、議員さんは是非入っていただかないと、できない議論でございますので、それを念頭に置いた上で、日程調整をお願いしたいと思います。いずれにしても、年明けということになろうかと思います。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p>